

国立大学法人東京農工大学旅費取扱規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学旅費取扱規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学旅費取扱規程</p> <p>平成22年3月23日 22 規程 第32号</p> <p>第1条 省略</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 役員等 役員、教授及び部長をいう。</p> <p>二 准教授等 准教授、講師、課長及び室長をいう。</p> <p>三～五 省略</p> <p>六 赴任 新たに採用された役職員(職員にあつては、国立大学法人東京農工大学職員就業規則の適用又は準用を受ける職員に限る。)がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤部署に旅行し、又は配置換等により、その配置換等に伴う移転のため都道府県を越えて旅行することをいう。</p> <p>七～九 省略</p>	<p>第1条 省略(現行どおり)</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 役員等 役員、教授、<u>事務局長、部長及びこれらに相当する職位の者をいう。</u></p> <p>二 准教授等 准教授、講師、課長、<u>室長(監査室長に限る。)</u>及びこれらに相当する職位の者をいう。</p> <p>三～五 省略</p> <p>六 赴任 新たに採用された役職員(職員にあつては、国立大学法人東京農工大学職員就業規則第4条第1項に規定する職員並びに第3項に掲げる就業規則の適用を受ける職員及び第4項に定める者のうち常時勤務を要する職員に限る。)がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤部署に旅行し、又は配置換等により、その配置換等に伴う移転のため都道府県を越えて旅行することをいう。</p> <p>七～九 省略</p>	

<p>2 省略</p> <p>第3条～第15条 省略</p> <p>(船賃)</p> <p>第16条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)、寝台料金及び座席指定料金による。</p> <p>一 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃</p> <p>イ 役員については、上級の運賃</p> <p>ロ 教授、部長については、中級の運賃</p> <p>ハ イ及びロ以外の者については、下級の運賃</p> <p>二～五 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第17条 省略</p> <p>(車賃)</p> <p>第18条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、次の各号の場合については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 公共の交通機関を利用した場合 実費額</p> <p>二 業務上の必要その他やむを得ない事情等によりタクシーによる旅行が妥当と旅行命令権者が認める場合 実費額</p>	<p>2 省略</p> <p>第3条～第15条 省略(現行どおり)</p> <p>(船賃)</p> <p>第16条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)、寝台料金及び座席指定料金による。</p> <p>一 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃</p> <p>イ 役員については、上級の運賃</p> <p>ロ 教授、<u>事務局長、部長及びこれらに相当する職位の者</u>については、中級の運賃</p> <p>ハ イ及びロ以外の者については、下級の運賃</p> <p>二～五 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第17条 省略</p> <p>(車賃)</p> <p>第18条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、次の各号の場合については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 公共の交通機関を利用した場合 実費額</p> <p>二 業務上の必要その他やむを得ない事情等によりタクシー又は<u>レンタカー</u>による旅行が妥当と旅行命令権者が認める場合 実費額</p>	
---	--	--

<p>三 役職員が自家用自動車を運転して旅行する場合 細則 で定める額 2～4 省略</p> <p>第19条～第33条 省略</p> <p>(航空賃及び車賃)</p> <p>第34条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。</p> <p>一 運賃の等級を3以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃</p> <p>イ 役員等及び長時間にわたる航空路による旅行として細則で定めるもの（以下「特定航空旅行」という。）をする准教授等（役職員以外の者にあつては、准教授等と同等の職務にある者。以下本条において同じ。）については、最上級の直近下位の級の運賃</p> <p>ロ <u>イ以外の者については、ロに規定する運賃の級の直近下位の級の運賃</u></p> <p>二～三 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第35条～第43条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>三 役職員が自家用自動車を運転して旅行する場合 細則 で定める額 2～4 省略（現行どおり）</p> <p>第19条～第33条 省略（現行どおり）</p> <p>(航空賃及び車賃)</p> <p>第34条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。</p> <p>一 運賃の等級を3以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃</p> <p>イ 役員等及び長時間にわたる航空路による旅行として細則で定めるもの（以下「特定航空旅行」という。）をする准教授等（役職員以外の者にあつては、准教授等と同等の職務にある者。以下本条において同じ。）については、最上級の直近下位の級の運賃</p> <p>ロ <u>イ以外の者については、イに規定する運賃の級の直近下位の級の運賃</u></p> <p>二～三 省略（現行どおり）</p> <p>2 省略（現行どおり）</p> <p>第35条～第43条 省略（現行どおり）</p> <p>附 則 省略（現行どおり）</p>	
--	--	--

附 則（24規程第20号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。